

# 名古屋港管理組合公報

令和元年7月1日  
(月曜日)  
第4号

目次	
規則	
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則	1
告示	
○平成18年名古屋港管理組合告示第21号の一部改正	3
○平成18年名古屋港管理組合告示第36号の一部改正	3
○施設運営事業会計及び埋立事業会計の業務の状況の公表	3
○利用料金の承認	9
○名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行細則の一部改正	12
訓令	
○工事施行規程の一部改正	13
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する規程	15
議会議事項	
○名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	16
○名古屋港管理組合議会事務局行政文書管理規程の一部改正	16
○6月定例名古屋港管理組合議会の結果	16
監査委員事項	
○名古屋港管理組合監査委員事務局行政文書管理規程の一部改正	18
○名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	18
○名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正	18
審議会事項	
○名古屋港審議会委員の任免	18

## 規 則

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を公布する。

令和元年七月一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 名古屋港管理組合規則第九号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

**第一条** 職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第一号の二の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正)

**第二条** 勤務時間及び休暇に関する条例施行規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第五の二まで、別記様式第七及び別記様式第八の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(名古屋港管理組合公報発行規則の一部改正)

**第三条** 名古屋港管理組合公報発行規則(昭和三十八年名古屋港管理組合規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式備考第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(名古屋港管理組合入港料条例施行規則の一部改正)

**第四条** 名古屋港管理組合入港料条例施行規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(失業者の退職手当支給規則の一部改正)

**第五条** 失業者の退職手当支給規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第五号中「㊦」を「㊧」に改め、同様式備考第三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第六号から様式第十五号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部改正)

**第六条** 名古屋港管理組合公有財産管理規則(昭和五十四年名古屋港管理組合規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十七号までの備考中「日本JIS規格」を「日本産業規格」に改める。

(名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例施行規則の一部改正)

**第七条** 名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例施行規則(昭和五十五年名古屋港管理組合規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号及び様式第四号から様式第七号までの備考中「日本JIS規格」を「日本産業規格」に改める。

(名古屋港管理組合臨港緑地条例施行規則の一部改正)

**第八条** 名古屋港管理組合臨港緑地条例施行規則(昭和五十八年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの備考中「日本JIS規格」を「日本産業規格」に改める。

(名古屋港ポートビル条例施行規則の一部改正)

**第九条** 名古屋港ポートビル条例施行規則(昭和五十九年名古屋港管理組合規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号から様式第八号まで及び様式第十一号から様式第十三号までの備考中「日本JIS規格」を「日本産業規格」に改める。

(名古屋港水族館条例施行規則の一部改正)

**第十条** 名古屋港水族館条例施行規則(平成四年名古屋港管理組合規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第四号から様式第六号までの備考中「日本JIS規格」を「日本産業規格」に改める。

(名古屋港管理組合聴聞手続規則の一部改正)

**第十一条** 名古屋港管理組合聴聞手続規則(平成六年名古屋港管理組合規則第十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号の備考中「日本JIS規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第三号中「及び第13条」を「、第13条」に改め、同様式備考中「日本JIS規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第四号備考中「日本JIS規格」を「日本産業規格」に改める。

(名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の一部改正)

**第十二条** 名古屋港管理組合情報公開条例施行規則(平成十三年名古屋港管理組合規則第二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十一号までの備考中「日本JIS規格」を「日本産業規格」に改める。

(名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正)

**第十三条** 名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成十四年名古屋港管理組合規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号及び様式第四号から様式第十一号までの備考中「日本JIS規格」を「日本産業規格」に改める。

(指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の一部改正)

**第十四条** 指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則(平成十七年名古屋港管理組合規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号の備考中「日本JIS規格」を「日本産業規格」に改める。

(名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部改正)

**第十五条** 名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則(平成十八年名古屋港管理組合規則第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第二十一号までの備考中「日本JIS規格」を「日本産業規格」に改める。

(職員の退職管理に関する規則の一部改正)

**第十六条** 職員の退職管理に関する規則(平成二十八年名古屋港管理組合規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号の備考中「日本JIS規格」を「日本産業規格」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 名古屋港管理組合告示第22号

平成18年名古屋港管理組合告示第21号（名古屋港管理組合情報公開条例第17条に規定する写し（電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。）の作成に要する費用の額）の一部を次のように改正する。

令和元年7月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

表文書等及び電磁的記録の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## 名古屋港管理組合告示第23号

平成18年名古屋港管理組合告示第36号（名古屋港管理組合個人情報保護条例第25条に規定する写し（電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。）の作成に要する費用の額）の一部を次のように改正する。

令和元年7月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

表文書等及び電磁的記録の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## 名古屋港管理組合告示第24号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2及び名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例（昭和41年名古屋港管理組合条例第12号）第7条の規定に基づき、施設運営事業及び埋立事業の平成30年10月1日から平成31年3月31日までの期間における業務の状況を次のとおり公表する。

令和元年7月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港管理組合施設運営事業会計の業務の状況

## 1 事業の概況

## (1) 経営業務

この期間中における各事業の収益額及び提供施設量は、次のとおりである。

区 分	収 益 額	提 供 施 設 量		
上 屋 運 営 事 業	481,098,913 <sup>円</sup>	一般使用	22棟	( 86,111㎡)
		専用使用	16棟	( 37,994㎡)
貯 木 場 運 営 事 業	134,873,454	一般使用	1 場所	( 183,300㎡)
		専用使用	7 場所	( 995,430㎡)
荷 役 機 械 運 営 事 業	143,660,543		7 基	
埠 頭 用 地 運 営 事 業	1,190,815,987		2,401,897㎡	

(注) 提供施設量は、平成31年3月31日現在の数量である。

## (2) 建設改良事業

主なものは、次のとおりである。

## ア 上屋整備事業

金城ふ頭8・9号上屋の耐震改修工事及び外壁改修工事を施工し、稲永ふ頭南4号上屋の耐震改修工事を施工中である。

## イ 埠頭用地整備事業

金城ふ頭荷さばき地の改修工事を施工した。

## 2 経理の状況

## (1) 平成30年度予算に対する執行済額

区 分	予 算 額	執 行 済 額	備 考
(収益的収入及び支出)			
施設運営事業収益	4,217,000,000 <sup>円</sup>	4,299,734,349 <sup>円</sup>	
施設運営事業費用	3,329,000,000	3,182,379,336	
(資本的収入及び支出)			資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,197,276,679円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,220,115円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,627,679円及び過年度分損益勘定留保資金1,173,428,885円で補てんした。
資本的収入	2,435,030,000	2,419,000,000	
資本的支出	3,740,000,000	3,616,276,679	

## (2) 施設運営事業会計合計残高試算表

平成31年3月31日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 期		当 期	合 計	残 高
35,320,263,002	61,068,537,890	4,137,447,946	固 定 資 産	2,396,164,039	25,748,274,888	
35,273,200,684	61,019,795,217	4,137,447,946	有形固定資産	2,394,483,684	25,746,594,533	
47,062,318	48,742,673		無形固定資産	1,680,355	1,680,355	
6,259,311,343	19,117,385,266	9,260,000,054	流 動 資 産	8,912,117,043	12,858,073,923	
5,945,606,702	11,848,429,146	4,497,017,526	現金・預金	4,099,907,832	5,902,822,444	
281,214,641	6,924,324,620	4,461,409,428	未 収 金	4,500,072,211	6,643,109,979	
31,590,000	31,602,000	31,597,500	前 払 金	7,500	12,000	
900,000	313,029,500	269,975,600	その他流動資産	312,129,500	312,129,500	
	476,194,110	476,194,110	固 定 負 債	2,454,207,951	4,339,172,420	3,862,978,310
	431,345,037	431,345,037	企 業 債	2,419,000,000	3,670,017,414	3,238,672,377
	44,849,073	44,849,073	引 当 金	35,207,951	668,497,006	623,647,933
			その他固定負債		658,000	658,000
	7,091,254,895	4,994,051,194	流 動 負 債	5,605,836,887	8,398,720,966	1,307,466,071
	792,322,159	559,500,375	企 業 債	431,345,037	1,223,667,196	431,345,037
	5,902,822,444	4,099,907,832	未 払 金	4,793,958,718	6,716,821,013	813,998,569
	42,305,369		引 当 金	45,711,147	88,016,516	45,711,147
	353,804,923	334,642,987	その他流動負債	334,821,985	370,216,241	16,411,318
	3,545,085,588	131,699,481	繰 延 収 益		5,480,178,383	1,935,092,795
	7,160,194		長 期 前 受 金		5,473,376,199	5,466,216,005
3,531,123,210	3,537,925,394	131,699,481	長期前受金収益化累計額		6,802,184	
			資 本 金		30,413,532,607	30,413,532,607
			資 本 金		30,413,532,607	30,413,532,607
	1,047,000,000	1,047,000,000	剰 余 金	1,047,000,000	4,013,997,343	2,966,997,343
			資 本 剰 余 金		330,157,327	330,157,327
	1,047,000,000	1,047,000,000	利 益 剰 余 金	1,047,000,000	3,683,840,016	2,636,840,016
	271,756,562	268,360,705	施設運営事業収益	2,158,316,664	4,306,354,838	4,034,598,276
	271,640,114	268,244,257	営 業 収 益	2,022,512,185	4,166,185,240	3,894,545,126
	116,448	116,448	営 業 外 収 益	132,054,801	134,284,968	134,168,520
			特 別 利 益	3,749,678	5,884,630	5,884,630
2,941,091,057	3,092,167,033	2,374,222,583	施設運営事業費用	115,333,489	151,075,976	
2,637,463,889	2,777,463,188	2,133,765,186	営 業 費 用	104,256,812	139,999,299	
55,392,410	55,392,981	35,570,695	営 業 外 費 用	571	571	
248,234,758	259,310,864	204,886,702	特 別 損 失	11,076,106	11,076,106	
44,520,665,402	95,709,381,344	22,688,976,073	合 計	22,688,976,073	95,709,381,344	44,520,665,402

3 令和元年度予算の概要

(1) 経營業務

各事業の収益予定額及び提供施設量は、次のとおりである。

区 分	収 益 額	提 供 施 設 量
上 屋 運 営 事 業	876,210,000 <sup>円</sup>	一般使用 22棟 ( 86,111㎡) 専用使用 14棟 ( 34,800㎡)
貯 木 場 運 営 事 業	360,539,000	一般使用 1 場所 ( 183,300㎡) 専用使用 7 場所 ( 995,430㎡)
荷 役 機 械 運 営 事 業	255,337,000	7 基
埠 頭 用 地 運 営 事 業	2,468,331,000	2,401,897㎡

(2) 建設改良事業

主なものは、次のとおりである。

ア 上屋整備事業

稲永ふ頭南2号上屋の耐震補強工事及び外壁改修工事に着手する。

イ 埠頭用地整備事業

金城ふ頭の護岸築造工事を施工する。

(3) 令和元年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 令和元年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設 及 び 用 地	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 36棟	一般使用許可面積	86,111 <sup>平方メートル</sup>
		専用使用許可面積	34,800 <sup>平方メートル</sup>
	貯 木 場 8 場所	一般使用許可面積	183,300 <sup>平方メートル</sup>
		専用使用許可面積	995,430 <sup>平方メートル</sup>
	荷 役 機 械 7 基	貸 付 数	7 <sup>基</sup>
	埠 頭 用 地		2,401,897 <sup>平方メートル</sup>
	施設の維持補修及び施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び上屋等整備工事	3,799,600 <sup>千円</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款	施設運営事業収益	4,199,000千円
第1項	営業収益	4,066,735千円
第2項	営業外収益	132,245千円
第3項	特別利益	20千円
	支 出	
第1款	施設運営事業費用	3,494,000千円
第1項	営業費用	2,639,152千円
第2項	営業外費用	186,395千円
第3項	特別損失	658,453千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,283,970千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額95,000千円、減債積立金431,346千円、建設改良積立金615,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,132,624千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資	本	的	収	入	1,631,030千円			
第1項	企	業	債			1,631,000千円			
第2項	固	定	資	産	売	却	代	金	10千円
第3項	寄	附	金			10千円			
第4項	そ	の	他	資	本	的	収	入	10千円
				支	出				
第1款	資	本	的	支	出	3,915,000千円			
第1項	建	設	改	良	費	3,482,300千円			
第2項	固	定	資	産	購	入	費	1,354千円	
第3項	企	業	債	償	還	金	431,346千円		

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
維持補修費	令和2年度	186,700千円
上屋整備費	令和2年度	141,000千円
埠頭用地整備費	令和2年度	1,912,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	埠頭用地整備事業
限度額	1,631,000千円
起債の方法	普通貸借又は債券発行
利率	8.5%以内
償還の方法	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	534,514千円
-------	-----------

### 名古屋港管理組合理立事業会計の業務の状況

#### 1 事業の概況

##### (1) 経營業務

この期間中の収入は、受取利息、埋立地貸付料等で147,279,006円である。

これに対する支出は、一般管理費、維持補修費、一般会計負担金等の290,254,698円である。

##### (2) 造成事業

###### ア 西部地区事業

この期間における事業の概要は、第1貯木場南埋立地及び稲永ふ頭埋立地において埋立整備、第1貯木場北側埋立地において既設工作物撤去及び護岸整備等を行った。

###### イ 南5区事業

この期間における事業の概要は、緑地維持及び道路清掃を行った。

#### 2 経理の状況

##### (1) 平成30年度予算に対する執行済額

区 分	予 算 額	執 行 済 額	備 考
(収益的収入及び支出)	円	円	
埋立事業収益	386,000,000	395,500,348	
埋立事業費用	472,000,000	439,208,044	
(資本的収入及び支出)			
資本的収入	613,000,000	613,852,310	
資本的支出	3,368,000,000	1,723,615,166	資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,109,762,856円は、繰越工事資金で補てんした。

## (2) 埋立事業会計合計残高試算表

平成31年3月31日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	当 期		当 期	合 計	残 高
843,834,041	2,817,065,866		固 定 資 産	1,971,413,359	1,973,231,825	
1,816,691	4,433,116		有形固定資産	797,959	2,616,425	
842,017,350	2,812,632,750		投資その他の資産	1,970,615,400	1,970,615,400	
60,353,208,711	99,433,131,038	952,527,618	土 地 造 成	173,869,303	39,079,922,327	
786,679,778	786,679,778		完 成 土 地			
59,566,528,933	98,646,451,260	952,527,618	未 成 土 地	173,869,303	39,079,922,327	
16,154,324,622	20,578,728,400	3,464,042,959	流 動 資 産	2,035,290,154	4,424,403,778	
15,561,590,879	17,683,768,564	2,456,851,055	現 金・預 金	1,144,531,789	2,122,177,685	
2,394,743	1,966,582,390	378,206,914	未 収 金	552,748,339	1,964,187,647	
	28,420		前 払 費 用		28,420	
589,439,000	920,637,436	622,173,400	前 払 金	331,198,436	331,198,436	
900,000	7,711,590	6,811,590	その他流動資産	6,811,590	6,811,590	
	10,114,731	10,114,731	固 定 負 債	24,140,914	42,917,176,063	42,907,061,332
			前 受 金		41,957,261,283	41,957,261,283
	10,114,731	10,114,731	引 当 金	24,140,914	447,919,780	437,805,049
			その他固定負債		511,995,000	511,995,000
	2,183,744,965	1,161,623,636	流 動 負 債	1,526,570,906	2,581,214,199	397,469,234
	2,122,177,685	1,144,531,789	未 払 金	1,477,314,106	2,472,008,596	349,830,911
	31,199,657		引 当 金	32,120,792	63,320,449	32,120,792
	30,367,623	17,091,847	その他流動負債	17,136,008	45,885,154	15,517,531
			資 本 金		31,939,437,190	31,939,437,190
			資 本 金		31,939,437,190	31,939,437,190
			剰 余 金		2,154,636,315	2,154,636,315
			資 本 剰 余 金		3,108,894	3,108,894
			利 益 剰 余 金		2,151,527,421	2,151,527,421
	4,314,976	4,308,280	埋立事業収益	151,587,286	395,414,949	391,099,973
	4,314,976	4,308,280	営 業 外 収 益	151,587,286	395,414,949	391,099,973
438,336,670	446,492,428	292,921,789	埋立事業費用	2,667,091	8,155,758	
405,893,851	414,049,532	292,913,581	営 業 費 用	2,667,014	8,155,681	
32,442,819	32,442,896	8,208	営 業 外 費 用	77	77	
77,789,704,044	125,473,592,404	5,885,539,013	合 計	5,885,539,013	125,473,592,404	77,789,704,044

## 3 令和元年度予算の概要

## (1) 経營業務

埋立事業収益は、受取利息、埋立地貸付料等で397,000千円を予定している。

埋立事業費用は、一般管理に要する費用である一般管理費、清算地区施設の維持補修に要する費用である維持補修費、共通経費等一般会計への負担金である一般会計負担金等で564,000千円を予定している。

## (2) 造成事業

西部地区においては、第1貯木場南埋立地の整備及び第1貯木場北側埋立地の護岸整備を予定している。

南5区においては、維持管理等を予定している。

## (3) 令和元年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算

(総則)

第1条 令和元年度名古屋港管理組合埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

地盤改良	21,240平方メートル
築堤	336メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入		
第1款	埋立事業	収益		397,000千円
第1項	営業外	収益		396,970千円
第2項	特別	利益		30千円
		支 出		
第1款	埋立事業	費用		564,000千円
第1項	営業	費用		519,445千円
第2項	営業外	費用		34,525千円
第3項	特別	損失		30千円
第4項	予備	費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,364,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）。

		収 入		
第1款	資本的	収入		625,000千円
第1項	雑	収入		554,385千円
第2項	貸付金	返還金		70,615千円
		支 出		
第1款	資本的	支出		3,989,000千円
第1項	西部地区	埋立事業費		3,639,100千円
第2項	南5区	埋立事業費		47,600千円
第3項	総	係費		223,778千円
第4項	雑	支出		78,522千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西部地区埋立整備費	令和2年度	1,533,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	391,673千円
-------	-----------



**名古屋港管理組合告示第25号**

名古屋港湾会館条例（昭和46年名古屋港管理組合条例第6号）第5条第2項の規定に基づき、令和元年10月1日以後の利用から適用される名古屋港湾会館の利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港湾会館の利用料金の額の承認（平成26年7月1日告示第36号）は、令和元年9月30日限り廃止する。  
令和元年7月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港湾会館の利用料金の額

施設の区分		利用単位	利用料金
会議室	第1会議室	午前	10,380円
		午後	12,520円
		夜間	15,680円
		全日	29,330円
		午前の時間外1時間につき	3,460円
		午後の時間外1時間につき	4,680円
	第2会議室 第3会議室	午前	6,210円
		午後	7,330円
		夜間	9,370円
		全日	19,860円
		午前の時間外1時間につき	2,130円
		午後の時間外1時間につき	2,750円
	第4会議室 第5会議室	午前	5,190円
		午後	6,720円
		夜間	8,860円
		全日	16,700円
		午前の時間外1時間につき	1,730円
		午後の時間外1時間につき	2,640円
	第6会議室 第7会議室	午前	3,050円
		午後	4,170円
		夜間	5,190円
全日		11,500円	
午前の時間外1時間につき		1,010円	
午後の時間外1時間につき		1,520円	

## 備考

- 1 午前とは、午前9時から午後零時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは、午前9時から午後9時30分までをいい、午前の時間外とは、午前又は全日の使用単位に引き続く午前9時前の1時間を、夜間の時間外とは、夜間又は全日の使用単位から引き続く午後9時30分後の1時間をいう。
- 2 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を使用した場合は、指定管理者が認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。

**名古屋港管理組合告示第26号**

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第5条第2項及び第7条第2項の規定に基づき、令和元年10月1日以後の利用から適用される名古屋港ポートビルの利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港ポートビルの利用料金の承認（平成30年3月30日告示第23号）は、令和元年9月30日限り廃止する。  
令和元年7月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 名古屋港ポートビルの利用料金の額

- 1 海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじ

## (1) 個人で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	施設の区分	単位	入場料
海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじのうち1施設へ入場する場合	海洋博物館	1施設 1人1回	大人 300円
	展望室		小・中学生 200円
	南極観測船ふじ		
海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合	海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじ	全施設 1人1回	大人 710円 小・中学生 400円

備考 大人とは、小・中学生以外の者をいい、小・中学生とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。

## (2) 団体で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	単位	入場料	
		20人以上100人未満の団体	100人以上の団体
海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじのうち1施設へ入場する場合	1施設 1人1回	大人 260円 (240円)	大人 250円 (220円)
		小・中学生 160円	小・中学生 150円
海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合	全施設 1人1回	大人 590円 (490円)	大人 560円 (430円)
		小・中学生 280円	小・中学生 250円

備考 括弧内の入場料の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

## 2 会議室及び講堂

施設の区分		利用単位	利用料金
会議室	A 会議室	午 前	6,000円
		午 後	7,430円
		夜 間	9,570円
		全 日	19,860円
	B 会議室 C 会議室	午 前	6,510円
		午 後	8,040円
		夜 間	10,380円
		全 日	21,590円
	D 会議室	午 前	2,540円
		午 後	3,150円
		夜 間	4,170円
		全 日	8,750円
	E 会議室	午 前	5,600円
		午 後	6,820円
		夜 間	8,960円
		全 日	18,630円
	F 会議室	午 前	2,440円
		午 後	3,050円
		夜 間	3,970円
		全 日	8,250円
講 堂	午 前	10,380円	
	午 後	12,930円	
	夜 間	15,990円	
	全 日	30,140円	

備考

- 1 午前とは、午前9時から午後零時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで及び全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。以下同じ。
- 2 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を利用した場合は、指定管理者が認定した実費相当料を当該施設の利用料金に加算する。

3 附帯設備

区分		利用単位	利用料金
マイクロホン		1回1個	500円
映写機	16ミリ映写機	1回一式	3,360円
	オーバーヘッドプロジェクター	1回一式	1,520円
	実物反射投影機	1回一式	1,520円
	幻燈機	1回一式	1,520円
金びょうぶ		1回1双	1,010円

備考 1回とは、午前、午後及び夜間のそれぞれの区分による利用をいう。

4 駐車場

(1) 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
普通自動車	1 通常の場合 30分までごとに100円。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。 2 回数駐車券による利用の場合 イ 30分回数駐車券(11枚つづり) 1,010円 ロ 1時間回数駐車券(11枚つづり) 2,020円

(2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
バス	900円
普通自動車	600円
自動二輪車及び原動機付自転車	150円

(3) 1月1台を利用単位とする駐車場

ア 全日使用の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場	屋内	16,700円
	屋外	12,520円
その他の駐車場		10,380円

イ 利用日指定の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場(一種)	屋内	8,450円
多階建駐車場(二種)	屋外	9,370円
その他の駐車場(一種)		6,920円

備考

- 1 一種とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。
- 2 二種とは、日曜日及び法に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。

**名古屋港管理組合告示第27号**

名古屋港水族館条例（平成4年名古屋港管理組合条例第6号）第3条第2項の規定に基づき、令和元年10月1日以後の利用から適用される名古屋港水族館の利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港水族館の利用料金の承認（平成26年5月1日告示第26号）は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年7月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港水族館の利用料金の額

- 1 個人で入館しようとする者の入館料の額

利用の区分	単位		入館料	
名古屋港水族館にのみ入館する場合	1人1回につき		大人	2,030円
			小・中学生	1,010円
			幼児	500円
年間入館料	同一人1年間につき	大人	5,190円	
		小・中学生	2,540円	
	家族購入で同一人1年間につき	大人	4,680円	
		小・中学生	2,240円	
		幼児	1,010円	
名古屋港水族館に名古屋港ポートビル条例(昭和59年名古屋港管理組合条例第3号。以下「ポートビル条例」という。)第2条第1号から第3号に規定する施設の全部と併せて入館する場合	1人1回につき		大人	1,730円
			小・中学生	810円

## 備考

- 大人とは、小・中学生及び幼児以外の者をいう。以下同じ。
  - 小・中学生とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。以下同じ。
  - 幼児とは、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。
  - 年間入館料にあつては、名古屋港水族館条例(平成4年名古屋港管理組合条例第6号)第3条第1項(同条第2項に規定する団体で入館しようとする者の入館料に限る。)及び第8項の規定は適用しない。
  - 年間入館料のうち、家族購入とは、小・中学生及び幼児と2親等内の親族の関係にある者が小・中学生及び幼児と同時に購入する場合をいう。
- 2 団体で入館しようとする者の入館料の額

利用の区分	団体の区分	入館料(1人1回につき)		
		大人	小・中学生	幼児
名古屋港水族館にのみ入館する場合	20人以上100人未満の団体	1,830円 (1,620円)	810円	400円
	100人以上の団体	1,620円 (1,420円)	710円	350円
名古屋港水族館にポートビル条例第2条第1号から第3号に規定する施設の全部と併せて入館する場合	20人以上100人未満の団体	1,550円 (1,380円)	650円	
	100人以上の団体	1,380円 (1,210円)	570円	

備考 括弧内の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

## 名古屋港管理組合告示第28号

平成12年名古屋港管理組合告示第18号(名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例施行細則)の一部を次のように改正する。

令和元年7月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

第9条第6項各号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## 附 則

この細則は、令和元年7月1日から施行する。

# 訓 令

## 訓令第一号

組合内一般

工事施行規程（昭和三十九年訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

令和元年七月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

第十六条の見出し中「着手」を「現場代理人」に改め、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第二項第一号を次のように改める。

一 工事記録

様式第七号を次のように改める。

**様式第七号 削除**

様式第十号を次のように改める。

## 様式第10号(第19条関係)

## 工 事 下 請 負 届

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

受注者 住 所  
氏 名

印

下記のとおり下請負させます。

## 記

- 1 工 事 名
- 2 路線等の名称
- 3 工 事 場 所
- 4 契約締結年月日  
年 月 日
- 5 請 負 代 金 額
- 6 工 期  
着手 年 月 日  
完了 年 月 日
- 7 下請負の内訳  
施工体系図に下請負代金額を記載し、添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

**附 則**

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

**訓令第二号**

組合内一般

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する規程を次のように定める。

令和元年七月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する規程

(名古屋港管理組合公印取扱規程の一部改正)

**第一条** 名古屋港管理組合公印取扱規程(昭和三十六年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第七号及び別記様式第八号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(公報発行規程の一部改正)

**第二条** 公報発行規程(昭和三十八年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(名古屋港管理組合職員服務基本規程の一部改正)

**第三条** 名古屋港管理組合職員服務基本規程(昭和三十九年訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第四号、様式第五号及び様式第七号から様式第十号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(工事施行規程の一部改正)

**第四条** 工事施行規程(昭和三十九年訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号まで、様式第八号から様式第十五号まで及び様式第十七号から様式第二十八号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(土地貸付審査委員会規程の一部改正)

**第五条** 土地貸付審査委員会規程(昭和三十九年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(名古屋港管理組合職員衛生管理規程の一部改正)

**第六条** 名古屋港管理組合職員衛生管理規程(昭和五十年訓令第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(名古屋港管理組合行政文書管理規程の一部改正)

**第七条** 名古屋港管理組合行政文書管理規程(平成二十一年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

別記一第二三(三)工及び四(一)中「平規」を「寸規」に改め、同第三一(一)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記二十(二)中「第十二条」を「第十章」に改める。

様式第一号から様式第三号まで、様式第五号及び様式第十号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

# 議 会 事 項

## 名古屋港管理組合議会告示第一号

名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程（平成二十三年名古屋港管理組合議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年七月一日

名古屋港管理組合議会

議長 渡辺 義郎

様式第一号から様式第十一号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

## 訓令第一号

議会事務局

名古屋港管理組合議会事務局行政文書管理規程（平成二十一年訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年七月一日

名古屋港管理組合議会

議長 渡辺 義郎

様式第一号から様式第三号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

6月7日招集された定例名古屋港管理組合議会は、会期を5日間と決定し、11日議事終了閉会した。付議事件等及びその結果は、下記のとおりである。

### 記

- 1 議長選挙  
渡辺 義郎 議員当選
- 2 副議長選挙  
川 嶋 太 郎 議員当選
- 3 常任委員会委員の選任  
企画総務委員会

丹 羽 洋 章
安 井 伸 治
石 井 拓 介
河 合 洋 仁
いなもと 和 弘
山 田 昌 一
田 辺 雄 一
鈴木 孝 之
松 川 浩 明
ふじた 和 秀
富 田 昭 雄
江 上 博 之
伊 神 邦 彦
田 中 里 佳
渡 辺 義 郎
松 井 よしのり
村 瀬 正 臣
松 本 まもる
中 川 あつし
近 藤 裕 人
高 桑 敏 直
岡 明 彦
大 村 光 子
佐 藤 一 志
小 川 としゆき
加 藤 一 登

港営建設委員会



なお、委員長及び副委員長は、各委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

企画総務委員会	委員長
	副委員長
港営建設委員会	委員長
	副委員長

4 港湾物流機能強化特別委員会設置について

5 同特別委員会委員の選任

金岡塚川	庭本嶋	宜善太	雄博久郎
山河佐金	山田合藤庭	昌洋一宜可	弘介志雄
			決
			閉会中継続調査

松村丹松安中石近高河岡大いなも佐山小田鈴松ふ富加金江岡伊田塚川渡	井瀬羽本井川井藤桑合村と藤田川辺木川た田藤庭上本神中本嶋辺	よしのり 正洋まもる治し あつし 拓人直介彦子仁志弘 一昌としゆき 一之明秀雄登雄之博彦佳久郎 義太郎	
----------------------------------	-------------------------------	---	--

なお、委員長及び副委員長は、特別委員会において互選の結果、次のとおり決定された。

委員長
副委員長

- 6 監査委員選任の同意について（組合議会議員）
- 7 監査委員選任の同意について（愛知県監査委員）
- 8 各常任委員会における閉会中の継続調査について
- 9 議員派遣について

渡川	辺嶋	義太郎	郎
		同	意
		同	意
		可	決
		可	決

## 監査委員事項

### 名古屋港管理組合監査委員告示第一号

名古屋港管理組合監査委員事務局行政文書管理規程（平成二十六年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年七月一日

	名古屋港管理組合監査委員	近藤裕人
同		篠田信示
同		黒川和博

様式第一号から様式第三号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### 附則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

### 名古屋港管理組合監査委員告示第二号

名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程（平成十三年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年七月一日

	名古屋港管理組合監査委員	近藤裕人
同		篠田信示
同		黒川和博

様式第一号から様式第十一号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### 附則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

### 名古屋港管理組合監査委員告示第三号

名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程（平成十八年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年七月一日

	名古屋港管理組合監査委員	近藤裕人
同		篠田信示
同		黒川和博

様式第一号から様式第二十一号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### 附則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

## 審議会事項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

嶺木昌行	(6月3日)
神野博史	(6月7日)
服部将也	(同)

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

服部伸一	(6月14日)
渡辺義郎	(同)
川嶋太郎	(同)

発行所 名古屋市港区港町1番11号

# 名古屋港管理組合